

令和6年度泉崎村職員（一般行政、保健師、幼稚園教諭）採用候補者試験実施要領

泉崎村（公告）
令和5年5月1日

回 覧

泉崎村職員（一般行政、保健師、幼稚園教諭）採用候補者試験を次により行います。

1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般行政	保健師	幼稚園教諭
採用予定人員	若干名	若干名	若干名

2 受験資格

- 一般行政：昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません。）
- 保健師：昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません。）
ただし、保健師免許を有する者又は令和6年3月までに取得見込みの者。
- 幼稚園教諭：昭和63年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません。）
ただし、幼稚園教諭免許を有する者又は令和6年3月までに取得見込みの者。

※地方自治行政の観点から、泉崎村に定住して勤務することができる者。（ただし、保健師及び幼稚園教諭については除く。）なお、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることができなくなるまでの者
- (3) 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

記述試験を次により行います。

(1) 第1次試験

- ①教養試験（一般行政：大学卒程度以上、保健師・幼稚園教諭：高校卒業程度以上）
職員として必要な一般知識及び知能について、五肢択一式による筆記試験を行います。
・出題分野及び出題数
知識分野20問・知能分野20問
※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「国語」の出題はありません。
- ②専門試験（保健師、幼稚園教諭のみ）
試験職種（保健師、幼稚園教諭）の職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。
- ③試験終了後、事務適性検査（10分）及び職場適応性検査（20分）を実施します。
・試験職種（一般行政）の方は、教養試験終了後、午後より実施となります。
・試験職種（保健師、幼稚園教諭）の方は、午後の専門試験終了後に実施となります。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接及び作文による試験を行います。

4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間		試験場	発表	
		一般行政	保健師、幼稚園教諭			
第1次試験	令和5年7月9日（日）	午前	・受付 ○教養試験（共通）	9:00～9:30 10:00～12:00	福島市金谷川1番地 福島大学	令和5年8月中旬に泉崎村役場掲示板に合格者を掲示するほか合格者に通知します。
		午後	○事務適性検査 ○職場適応性検査	○専門試験（保健師、幼稚園教諭のみ） 13:00～15:00 ○事務適性検査 ○職場適応性検査 15:00～15:30		

第2次
試験

第1次試験合格者のみに別途通知します。

※試験職種（一般行政）の事務適性検査及び職場適応性検査についても、午後から会場を分けて【試験職種（保健師、幼稚園教諭）とは別に】実施となります。

6 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に村長が採用する者を決定します。
この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本村の給料表によるが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが支給要件に応じて支給されます。

7 受験手続及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求
申込用紙は、本村役場総務課で交付します。
郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「職員採用試験申込用紙請求」と記入し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。
- (2) 申込の方法
 - ① 申込用紙に必要事項を記入し、泉崎村役場：総務課に提出してください。
申込書を郵送する場合は、140円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に赤で「職員採用試験申込」と書いて、必ず簡易書留にて送付ください。
 - ② 受験票を受領したときは、最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）
- (3) 受付期間
令和5年5月10日（水）から6月9日（金）まで（8：30～17：00）
郵便による申込書提出の場合は、6月7日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、泉崎村個人情報の保護に関する法律施行条例第4条の規定により、口頭で請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、マイナンバーカード、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・ 順位	合格者発表日から 1年間	泉崎村役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9 その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参すること。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の混雑により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関をご利用ください。（受付時間は厳守のこと。）
- (3) 受験者は、昼食を持参すること。
- (4) この試験に関し不明な点は、泉崎村役場：総務課（TEL0248-53-2111）に問い合わせてください。
郵便で問い合わせる場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。